



※1 更新等手続きとは、教員免許更新制に基づく、更新、延期・延長、免除、回復のいずれかの手続きをいいます。

※2 更新、延期・延長、免除、回復の手続きを完了したときに、都道府県教育委員会から証明書が発行されます。更新等証明書を紛失した場合は、最初に取得した免許状について「教育職員免許状授与証明書」を免許状発行都道府県から取得すると、更新期限を確認できます。

## 【旧免許状所持者の最初の更新期限】

＜表1＞旧免許状所持者の最初の修了確認期限（栄養教諭免許状を有しない場合）

	生年月日	最初の有効期限（修了確認期限）
①	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日
②	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日
③	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日
④	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日
⑤	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日
⑥	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日
⑦	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日
⑧	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日
⑨	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日
⑩	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～	令和2年3月31日

## 《表の見方》

御自身の生年月日から、①～⑩の該当する欄の最初の更新期限（修了確認期限）を確認してください。

例：昭和47年1月8日生まれであれば⑦の欄に該当し、最初の修了確認期限は平成29年3月31日でした。

※生年月日が昭和30年4月1日以前の方は、免許更新制廃止前から、有効期限はありませんでした。

＜表2＞栄養教諭免許状を有する旧免許状所持者の最初の修了確認期限（栄養教諭以外の職にある者も該当します。）

	栄養教諭免許状の授与年月日	最初の有効期限（修了確認期限）
①	平成18年3月31日以前	平成28年3月31日
②	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	平成29年3月31日
③	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	平成30年3月31日
④	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	平成31年3月31日

## 《表の見方》

栄養教諭免許状を授与された日から、①～④の該当する欄の最初の修了確認期限を確認してください。

例：平成20年3月31日に栄養教諭免許状を授与されたのであれば、③の欄に該当し、最初の修了確認期限は平成30年3月31日でした。

※旧免許所持者で、平成21年4月1日以降に授与された栄養教諭免許状を有する場合は、＜表1＞を御覧ください。